

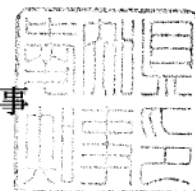
(別紙)

30環活第268-25号

平成31年3月8日

経済産業大臣 殿

愛 知 県 知 事



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
の知事意見について (通知)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第1項の規定
に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市長(田原市長及び豊橋市長)の意見は、別添
2のとおりです。

担 当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電 話 052-954-6211(ダイヤル)

トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について の知事意見

はじめに

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 騒音及び超低周波音

- (1) 工事用資材の搬出入車両が走行する道路沿道では、道路交通騒音が現状で環境基準値を上回る地点があることから、工事の実施に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、走行車両台数の平準化や抑制、エコドライブ等、環境保全措置を徹底すること。
- (2) 対象事業実施区域の近傍に住居等が存在していることから、工事中及び供用時における周辺環境への影響をより一層低減するため、低騒音型の建設機械の積極的な使用や風力発電機の適切な点検・整備の実施、関係車両のエコドライブ等、環境保全措置を徹底すること。

3 水質

沈砂池排水口における浮遊物質量の予測結果が、降雨時の現地調査結果より高い予測地点があることから、工事中における濁水の流出防止のため、沈砂池の設置及び維持管理等を適切に行うとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

4 風車の影

- (1) 対象事業実施区域の近傍に住居等における風車の影による影響の有無を明らかにするため、時間別日影図等を示すこと。

- (2) 対象事業実施区域の近傍に住居等が存在していることから、風車の影による影響が懸念される気象条件、季節及び時間帯に一部の風力発電機の稼働を停止するなどの環境保全措置を追加するとともに、必要に応じて事後調査を実施すること。
- なお、環境保全措置の追加に当たっては、遮光カーテンやブラインドの設置等の個別対策の前に、風力発電機側における回避・低減措置を優先して検討すること。

5 動物及び生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、チュウヒ等の重要な鳥類の飛翔やねぐら入り行動等が確認されていること、渡りの経路とするサシバ等の希少猛禽類が確認されていること及び水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在していることから、施設が存在及び稼働に伴う鳥類等の風力発電機への衝突や移動経路の阻害等が懸念される。このため、事業の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、環境保全措置及び事後調査を適切に行うこと。
- (2) 事後調査計画において、鳥類等の風力発電機への衝突や移動経路の阻害等の環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針が具体的に示されていないことから、影響が懸念される風力発電機の稼働を停止するなどの環境保全措置を示すこと。

6 景観

風力発電機への彩色塗装については、鳥類からの視認性を高めるとともに、可能な限り周辺景観との調和にも努めること。

7 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。
- (3) 計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に対する知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する評価書等について、印刷できるようにすることや、事後調査を実施することを踏まえて縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

30田環第409号
平成31年1月11日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
(回答)

平成30年11月22日付け30環活第268-8号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音、風車の影等、地域住民の生活環境の保全に十分に配慮し、苦情が発生した場合には誠意をもって対応すること。
- 2 鳥類等の野生動物の生息に影響がないよう十分な対策を行い、事業開始後も準備書に記載のある事後調査を実施し必要に応じて適切に対応すること。

以上



30豊環保第275号
平成31年1月7日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る環境影響評価準備書について
(回答)

平成30年11月22日付け30環活第268-8号にて照会のあったこのこと
について、下記のとおり回答いたします。

記

○環境の保全について

- ・騒音や振動を始めとした環境に対する影響を極力少なくするとともに、全般的な環境の保全に努めること。
- ・騒音の発生に留意し、苦情が発生した際には真摯に対応すること。

○動物・植物・生態系について

- ・希少猛禽類チュウヒについて、事業開始後には事後調査を適切に実施するとともに、できるだけ影響を与えないよう配慮すること。
- ・新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じた調査を実施し、動植物等生態系への影響をできるだけ与えないよう配慮すること。

○景観について

- ・周辺環境にとけ込む色彩にしたり、屋外広告物の表示を控えるなど、豊橋市内からの良好な眺望が阻害されないよう配慮をすること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課
連絡先 0532-51-2385

